

○西郷村交通遺児激励金支給要綱（昭和49年10月1日訓令22号）

西郷村交通遺児激励金支給要綱

昭和49年10月1日
訓令第22号

（支給の手續）

第1条 村長は、西郷村交通遺児激励金支給規則（昭和49年西郷村規則第19号。以下「規則」という。）及び福島県交通遺児激励金支給規則（昭和46年福島県規則第6号。以下「県規則」という。）の規定により、交通遺児の保護者（親権者又は親権者がいないとき若しくは親権者が事実上親権を行使していないことが明らかなきときは、交通遺児と世帯を同じくし、かつ、当該交通遺児の主たる生計の維持者をいう。）に対し、必要に応じ交通遺児認定申請書（第1号様式）を提出させることがある。

（通知）

第2条 村長は、激励金の支給の決定をしたときは、その保護者に通知する。

（異動の届出）

第3条 前条の規定による通知を受けた場合で激励金の支給を受ける日までに、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、保護者は、速やかに村長にその旨を届出しなければならない。

- （1）当該交通遺児が死亡したとき。
- （2）当該交通遺児が福島県内（又は当村内）から転出したとき。
- （3）当該交通遺児が養子縁組したとき。
- （4）父母（養父母を含む。）のいずれかが婚姻したとき。

（支給決定の取消）

第4条 村長は、激励金の支給を通知した後において、前条の規定に該当する場合又は不正若しくは誤り等を認められた場合は、激励金の支給の決定を取り消すことがある。

（返還の通知）

第5条 村長は、規則第2条及び県規則第6条に該当すると認定したときは、交通遺児激励金返還請求書（第2号様式）により、激励金を返還すべき者に通知する。

（知事への報告）

第6条 村長は、県規則第3条に該当する者があるときは、毎年4月15日までに交通遺児激励金支給認定調書（第3号様式）により、知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。